

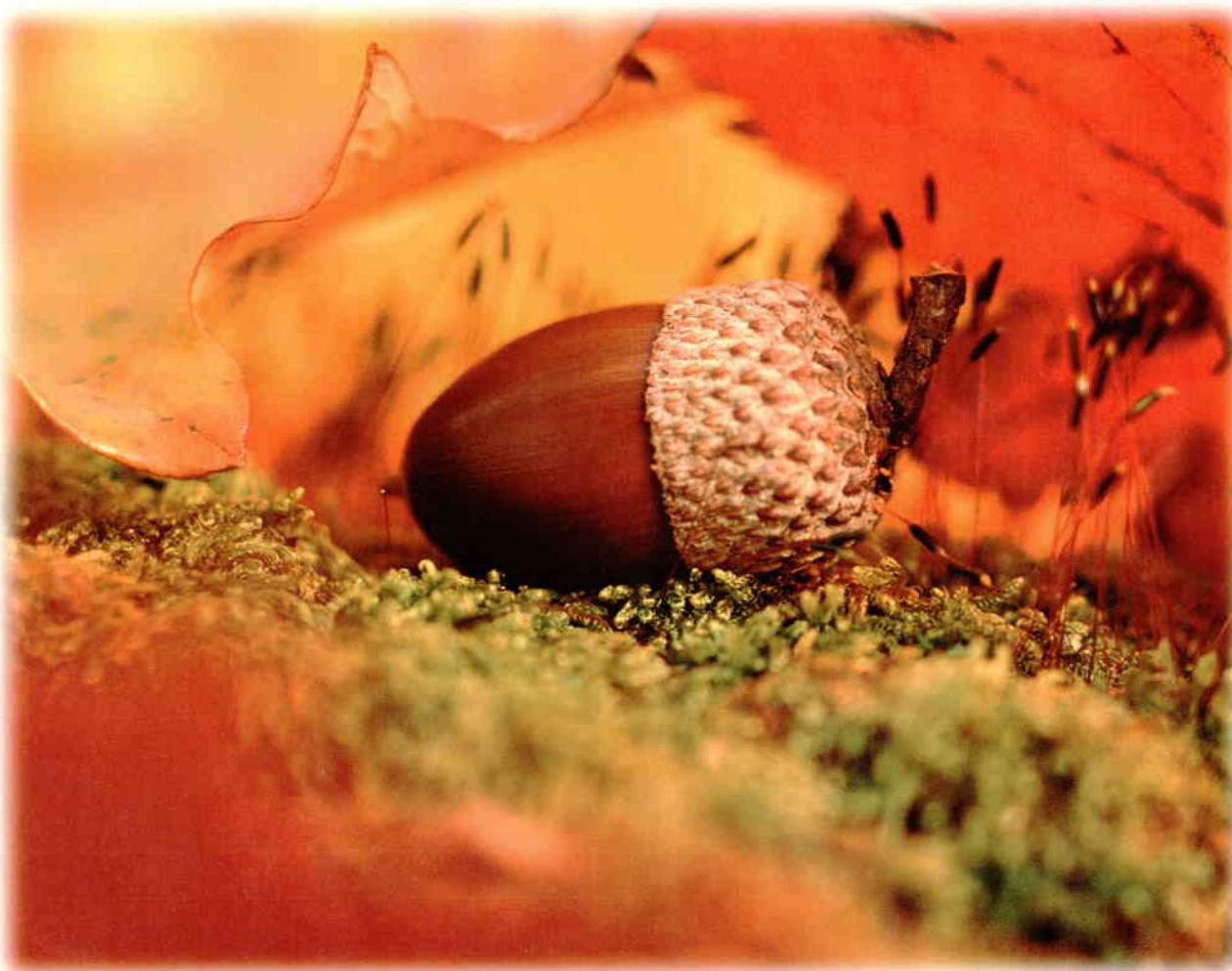
農畜産業振興機構補助事業

中販連 だより

2004
Vol.10

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌

発行 ● 中国生乳販売農業協同組合連合会 編集・発行人 ● 鍵山信儀
 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル4階
 TEL082-511-3371 FAX082-511-3399



度重なる自然災害の襲来により、罹災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

中国生乳販売農業協同組合連合会 役職員一同

CONTENTS

- 乳成分取引見直し問題
- 「飼養衛生管理基準に係る指導指針」の策定
- トピックス ● 事業経過報告
- 受託販売実績 ● 用途販売実績
- 編集後記

Chugoku Fresh Milk Sales-Agricultural Cooperative Association

乳成分取引見直し問題で 活発な議論

十月六日生乳受託販売委員会開催

中販連は去る十月六日に広島市内パシフィックホテルにおいて生乳受託販売委員会（以下・販売委）を開催し、酪農業界における当面の課題である「乳成分取引見直し」に関する協議・検討を行いました。

酪農経営における乳成分の位置付けは乳代収入部門に占める割合（三～四%）もさることながら、出荷生乳の対価の基本となる規格・基準を規定する極めて重要な部門です。

それだけに販売委においては慎重且つ活発な議論が展開されました。以下、本紙において今回の見直しに関する背景及び販売委の結果について報告します。

乳成分取引条件の変遷

（Fは乳脂肪分、SNFは無脂乳固体分）

乳成分取引条件の変遷を指定団体制度発足（昭和四一年度）以降でみると、乳価交渉及び政策価格決定を巡るその時々の経済情勢を強く受けたものとなっています。

都府県における大勢としては、

▼昭和四一～六一年度

取引基準 F三・二% SNF八・〇%

取引基準 F三・一% SNF八・〇%

*①バター過剰在庫②手取乳価一・

▼昭和六二～二年度

取引基準 F三・五% SNF八・三%

スライド単価 Fのみ ○・八円/kg

対価で円／〇・一%／kg

* Fのみを評価した取引

取引基準 F三・二% SNF八・〇%

このような変遷の中で、昭和六二一年度におけるF三・五%への取引基準値の引き上げ改訂については、當時の説明責任不足は否めず、今日も尚わだかまりを残しています。

中販連では、平成十五年度に中国管内の直接取引分のスライド単価を整備し、現在ではF〇・三円/kg、SNF〇・四/kgとなっています。さらに、このたびの見直し協議と平行して域外取引先（全国連再委託分）

四円/kg低下③通称「グレードアップ」
→牛乳消費の拡大に寄与

▼平成七年度

取引基準 F三・五% SNF八・三%
スライド単価 F〇・四円 SNF
○・四円/kg

* SNFを加味した両成分取引の開始

▼平成十一年度

取引基準 F三・五% SNF八・三%
スライド単価 F〇・三円 SNF
○・四円/kg

* 飲用乳価○・四三円/kgの引き下げ原資をFスライド単価〇・一円削減で対応（但しF単価〇・四円を据え置き基本乳価引き下げによる対応事例もある）

当時の背景としては生産費の大幅低下、バターの過剰在庫による乳製品相場の低下等により従来の乳脂肪三・一%基準では保証価格は大幅に低下することから、政策判断により算定上の基準値を三・五%に改訂し、その激変緩和が図られました。しかし、この改訂は飲用向け乳価交渉においても反映されることとなり、実質手取乳価の一・四円/kg低下に加え改訂基準値達成に向け生産者団体の組織を挙げた挑戦が始まりました。

十七年前の試練とは言え、生産者は取引基準値の引き上げに対処するため、個体の淘汰・更新及び高価な良質粗飼料の投与等で多大の代償を余儀なくされました。

特に、中国地区を含む西南暖地についても管内と同体系への整備を推進します。

過去の見直しに係る時代背景 ：キーワードは成分無調整牛乳

おける夏季の乳脂肪三・五%への成分克服努力は想像に難くありませんでした。

他方、六二年度の改訂は、牛乳市場において一大変革が生ずることとなりました。それは大手乳业が「成分無調整」牛乳への新規参入を始めたことです。

生産者側にはマイナス面ばかりが目立つ反面で、牛乳の販売戦略面からは「グレードアップ」と称する

川上（酪農乳业界）から川下（消費者）への価値訴求の発信を可能とし、これが評価を得たためか消費は増加へと転じ、当時のバター過剰在庫に象徴される生乳の需給緩和の解消に寄与することとなりました。

六二年度以降における牛乳消費の動向は、史上最高の数量に達した平成六年度を頂点として停滞に転じ、その後、平成十四年度に復元傾向を見せたものの、十五年度から再び停滞へと陥ったまま今日を迎えています。

このような消費動向で、平成七年度及び十一年度の一度にわたり乳成分取引条件改定が行われました。

この背景には、成分無調整牛乳が

大宗となつた牛乳市場における乳脂

肪の表示や小売価格の過当競争等に

より牛乳事業の採算性が悪化する中

で、その一因となる乳成分の向上が

もたらす原料乳コスト上昇の吸収を

図りたい乳业者の意図が現れたもの

と言えます。

そして今回の見直し議論に直面す

こととなりました。

消費者ニーズの多様化・生産基盤の低下等への対応

：成分向上路線に踊り場を設置

脱脂粉乳の過剰在庫を抱えた中で今年度の生乳計画生産に取り組むこととなりました。

停滯基調にある都府県の生乳生産基盤及び需要期（夏季）の需給逼迫の恒常化等を踏まえブレーーキを掛けない計画生産となりました。

厳しい生乳需給関係の改善をもたらすものは飲用牛乳消費の増加であり、前年度の冷夏による消費不振の反動に期待が集まりました。

ところが、天候は期待以上の酷暑となり、暑過ぎたるは「牛乳消費に及ばず、今年度の不需要期及び次年度の需給運営に暗雲をもたらすこ

ととなりました。

このため飲用牛乳消費拡大対策は酪農乳业界の喫緊の課題となり、今回

の見直し問題はその一環として位置付けられます。

消費拡大を含む今回の見直しに当たつての主要な背景としては次の事項が挙げられます。

①消費者の牛乳購買行動において高

成分牛乳への評価が低下している。（ヨミルク・購買動向調査結果等）

：量的には成分無調整牛乳には遠く及ばないが、近年、生乳から乳脂肪を抽出した低脂肪型の「成分調整牛乳」が増加基調にある。

②都府県における生乳生産基盤は中長期的に見て低下が見通され、生乳需給逼迫が恒常化することから、都府県における数量確保対策が必要。

③国の新たな農政では、牛乳乳製品及び粗飼料自給率の維持・向上を図る方向にある。

④乳業側には、過去の延長で右肩上がりの乳成分（とりわけ不需要期の乳脂肪分）が原価高をもたらしている。近年の乳成分向上に伴うコスト上昇額は年十五銭／kgに相当（中

これらのこと項を集約すれば「乳成分」から「量」への誘導の意図がうかがわれます。

生産者側としては今回の見直しを契機に乳脂肪基準値の引き下げを期待するところであり、現に中央段階での酪農乳业関係者による検討の場では中販連を始めとする西南暖地の

指定団体長と乳业者との間で激論が

展開されております。

しかし、現行の牛乳容器への表示

値である乳脂肪三・五%を引き下げ

ることは消費者への説明責任を伴う重大事項であり、グレードを下げる

ことによる流通価格・消費面への影

響を考慮して現行の枠内で行なわれることとなりました。

このような背景・経緯を踏まえた今回の見直しとは、右肩上がりによる乳成分の階段に「踊り場」を設置し、現状値以上の向上に係る工ネルギーを数量へと置き換える動機付けを図ろうとしてあります。

* (参考) 平成十四年度乳成分実績 全国F三・九%台 SNF八・七% 台：中国地区も同水準

新造語 // 総乳代不変の原則 //

今回の見直しに係る手順は、中央段階にある乳質改善推進委員会（指定団体・乳業者役員クラスで構成）において今年度の検討課題としては採択され、具体的な検討については下部組織として乳成分取引等専門委員会（指定団体・乳業者実務者クラス）が設置されました。

同専門委においてとりまとめられた見直しに関する原案（九月十日・第2回目）の概要は次の四項目の通りですが、乳成分の取引体系には全般的に差異があることから原則論に留めた内容となっています。

①見直し対象用途：飲用牛乳向け
②乳質格差金単価の引き下げ…

乳成分（F・SNF）基準値を上回るスライド単価を概ね五十%程度にする。

③乳質格差金単価の引き下げに係る生乳販売代金の取り扱い…

見直し時点における指定団体と乳業者間の取引毎の総乳代（乳成分が同一の場合の乳価）は同額とする。

すなわち、乳質格差金単価の引き下げによる残余財源は基本乳価に繰

り入れることを原則とする。
なお、見直しの基準とする乳成分は、直近十二ヶ月間の（加重）平均値を基本とする。

④見直しの時期：平成十七年度四月分取引からの見直しを目指す。

以上の四原則を踏まえて乳業者と協議を行うこととなります。

今回の見直しの特徴は、乳成分対価の一部を基本乳価に移転することから生産者と乳業者間の利害得失の調整を図るに当たり「総乳代不変の原則」なる新造語が登場したことです。

これは直近十二ヶ月間の総乳代を双方が担保するため、乳成分スライド単価の引き下げに見合う金額を基本乳代（価）に繰り入れる手法です。

①見直し対象用途は全用途。
②乳質格差金の引き下げは両成分各十銭。（F・現行三十銭→二十銭、SNF・四十銭→三十銭）
③単価引き下げ（十銭）は基本乳価に繰り入れる。

④見直し（実施）の時期は平成十七年四月を目指す。

販売委への中販連提案内容 ：組織内の混乱回避を念頭

去る十月六日の販売委の席上には今回の見直しを巡り戸惑いのムードが充満したことは否めません。

当日の中販連の提案は、会員組織段階における混乱の回避を念頭に置き、

①乳業者との取引に係る見直し（取

引部門）と、会員・生産者への乳代配分に係る見直し（配分部門）に区分した取り扱いとする。

②見直し協議の手順は取引部門を先行。

配分部門については、現在、会員段階で独自に設定されている乳成分格差払いテーブル（以下、格差テーブル）の再検討を含む生産現場への理解促進の状況を踏まえて実施する。

以上のような取組手順と合せ、乳業者との協議における中央四原則への対応として次の内容を提示し協議検討に入りました。

①見直しの必要性への理解を得ると共に、協議手順として取引部門の先行を基本方針とする。ただし、県域プラント所有の会員については見直しに関する十分な組織討議を行いました。

①今回の中販連の必要性への理解を得ると共に、協議手順として取引部門の先行を基本方針とする。ただし、県域プラント所有の会員については見直しに関する十分な組織討議を行いました。

②配分部門については、実施時期及び格差テーブルの再検討の方針等について十一月末までに組織段階の意見集約を行つ。

③会員段階の組織討議を踏まえて、十二月初旬予定の中販連理事会にて最終的な方針決定を行つ。

生乳生産と乳業プラントが表裏一体の関係にある会員からは、今回の見直しは乳成分の低下により営業戦略にも支障を来たしかねないとの懸念から慎重な取り扱いが求められました。

他方、生乳の集荷販売（共販）中の会員においては、取引部門への理解は示されたものの、配分部門については実施時期を巡り意見が別れました。

このため、販売委においては円滑な取組みを期するため次の三項目に亘るとりまとめを行いました。

①今回の中販連の必要性への理解を得ると共に、協議手順として取引部門の先行を基本方針とする。ただし、県域プラント所有の会員については見直しに関する十分な組織討議を行つ。

②配分部門については、実施時期及び格差テーブルの再検討の方針等について十一月末までに組織段階の意見集約を行つ。

③会員段階の組織討議を踏まえて、十二月初旬予定の中販連理事会にて最終的な方針決定を行つ。

取引部門先行協議への理解求める ：配分部門に討議期間設定

販売委における検討は、議論展開が進行するに連れて会員の組織形態が反映されるものとなりました。

今回の見直しは交渉でなく協議
：取引部門

取引とは量・質・価格が三要素であり、過去の経過から乳質が乳価交渉の主役となつた実績があります。

今回の見直しは取引部門において、交渉ではなく酪農業界が抱える共通課題を協議により解消を図ることになります。その象徴が「総乳代不変の原則」となります。

しかし、生産者段階への乳代の配分部門においては、現行取引基準値以上の成分において利害関係が生ずることが懸念されます。このことを下段の「乳成分取引見直しに係る現状と変更後の比較（イメージ図）」に表しました。

このため、とりわけ配分部門については会員段階において設置されている格差テーブルとの関連が重要な位置付けとなります。

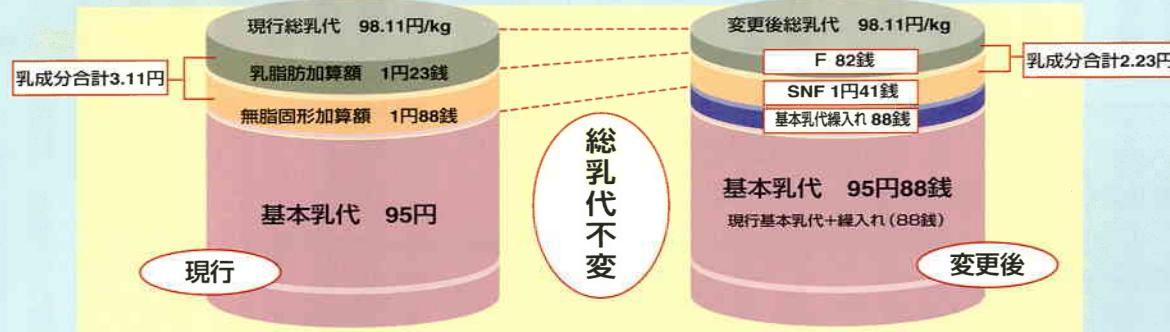
中販連の今後の対応としては、国情勢を集約しつつ取引部門の協議を先行することになりますが、配分部門については会員段階の組織討議を踏まえて、混乱無き取組みに当たる所存です。

乳成分取引見直しに係る現状と変更後の比較（イメージ図）

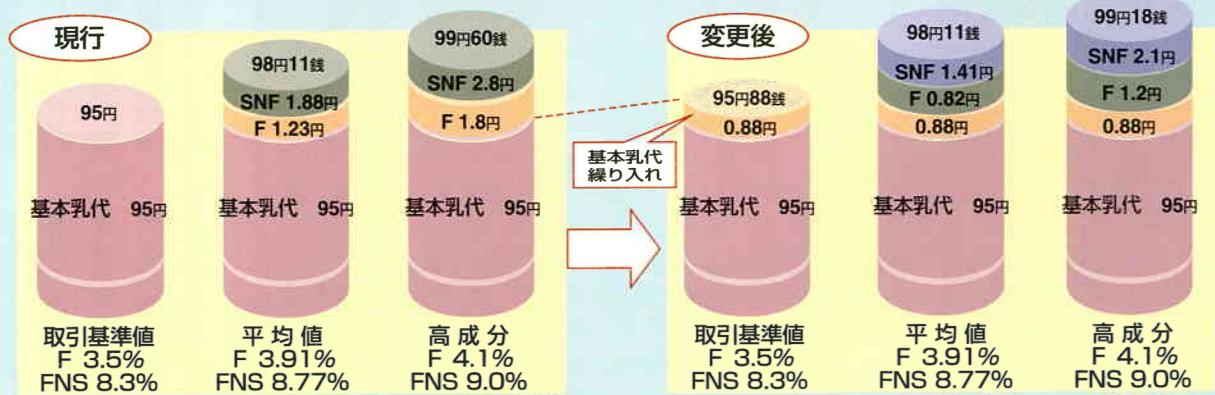
〈前提条件〉 現行スライド単価を各10銭引き下げ

	成分スライド単価			15年度実績		スライド金額/kg		
	現 行	変更後	下げる幅	平均成分率	取引基準	現 行	変更後	低下額
乳脂肪分	30銭	20銭	▲10銭	3.91%	3.50%	1円23銭	82銭	▲41銭
無脂固体	40銭	30銭	▲10銭	8.77%	8.30%	1円88銭	1円41銭	▲47銭
計	—	—	—	—	—	3円11銭	2円23銭	▲88銭

1. 乳業者取引…基本乳代（価）95円とした場合



2. 個人別配分乳代…F3.91% SNF8.77% (平成15年度実績平均) 基本乳代（価）95円/kgとした場合



<配分乳代比較例>

H15年度成分率		基本 乳 代		成 分 加 算		総 乳 代(成分加算金込み乳代)				
乳脂肪	無脂固体	①現 行	②変更後	③=②-①	④現 行	⑤変更後	⑥=⑤-④	⑦現 行	⑧変更後	⑨=⑧-⑦
3.50%	8.30%	95円	95円88銭	88銭	0円	0円	0円	95円	95円88銭	88銭
3.91%	8.77%	95円	95円88銭	88銭	3円11銭	2円23銭	▲88銭	98円11銭	98円11銭	0円
4.10%	9.00%	95円	95円88銭	88銭	4円60銭	3円30銭	▲1円30銭	99円60銭	99円18銭	▲42銭

「飼養衛生管理基準に係る指導指針」の策定について

近年、病原性大腸菌O・157や
黄色ブドウ球菌のエンタロキシンに
よる食中毒、牛海綿状脳症(BSE)、
食品の偽装表示問題に端を発した、
食品の安全安心に対する消費者の関
心はますます高まっています。

その様ななか、平成十五年に①国
民健康の保護を最優先とした食品供
給行程各段階の安全性確保の措置を
講じ②国、地方公共団体、広範囲な
食品関連事業者の責務を明確にし③
「食品健康影響評価」や緊急事態の
対応方法の施策を策定すること等を
定めた「食品安全基本法」が制定・
施行されました。

また、食品安全基本法の制定を踏まえ、食品衛生法が一部改正（平成15年5月30日公布）されました。この改正により①食品等事業者（酪農家も含む）自らによる食品等の安全性の確保の明確化②食品等事業者の記録の作成及び保存に関する指針が作成され、これにより、生乳を生産する酪農家自身も一義的な責任を

場でのHACCP方式に基づく衛生管理手法が定着するためにも、今後ますます重要であると思われます)

畜産物の安全性の確保に関しては、前述のように必要な法整備が順次行われてきており、今後は法の精神をいかに生産現場において活かすかが問われております。

事等が定められました。また、薬事法が規定する「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」、農薬取締法の改正等も行われています。(現在、酪農家の皆様が行つておられる、出荷記録、飼料等の購入記録、動薬等の購入・使用記録等につきましては、これらの法改正によるものであります。が、消費者の安全・安心への信託に応えるツールであり、生産現

に家畜の所有者が遵守すべき事項について「飼養衛生管理基準」が定められ、本年12月1日より施行されることとなりました。今後、この遵守に向けた早期の普及・定着が求められています。

しかしながら、定められた管理基準は何も日新しものではなく、従来から衛生指導方針と変わつておりません。県の家畜衛生保健所等関係機関の指導のもと、再度確認し、遵守するようお願い致します。

飼養衛生管理基準

(家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定)

- 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
 - 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾病的病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
 - 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の排せつ物等が混入しないように務めること。
 - 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾病的病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
 - 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に務めること。
 - 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
 - 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾病的病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
 - 家畜の異常をできるだけ早期の発見することができるよう、家畜の健康管理に務め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めるこ。
 - 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
 - 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

▼事業経過報告（八月一日～十月三十日）

9 10	9 6	9 1	8 31	8 27	8 25	8 24	8 19	8 17	8 11	8 3
乳成分取引等専門委員会 （東京）	会議 （東京）	学乳供給対策検討会 （東京）	Jミルク 取引等分科会 （東京）	Jミルク 消費物流関連セミ ナー （京都府）	生乳需要期対応打合せ（大阪）	会員・全国連需給調整会議 （広島市）	酪農基本対策委員会 （島根）	島根県酪農業協会 （島根）	会員・全国連需給調整会議 （島根）	広島県飲用牛乳流通問題協議 会衛生講習会 （広島市）
会議 （鳥取）	指定団体・全国連実務担当者 （鳥取）	西日本指定団体長会議（大阪）	クボタ牛乳新工場竣工式 （広島市）	中国地区酪政連協議会 （岡山市）	指定団体機能整備検討委員会 （岡山市）	第6回理事会及び第2回販売 委員会 （広島市）	酪農基本対策委員会 （東京）	第6回理事会及び第2回販売 委員会 （広島市）	会員・全国連需給調整会議 （鳥取）	広島県酪農協 創立十周年記 念式典 （三次市）
10 27 26 25 28	10 25 22 21	10 15	10 14	10 12 ～ 13	10 19	8 19	8 18	8 17	8 11	8 5 ～ 6
中国地区酪農業懇談会 （広島市）	Jミルク取引分科会 （東京）	会員・全国連需給調整会議 （岡山市）	生乳需要期対応打合せ（大阪）	会員・全国連需給調整会議 （広島市）	会員・全国連需給調整会議 （広島市）	会員・全国連需給調整会議 （島根）	会員・全国連需給調整会議 （島根）	会員・全国連需給調整会議 （島根）	会員・全国連需給調整会議 （島根）	会員・全国連需給調整会議 （鳥取）



〈お詫びと訂正〉

8月に発刊致しました「中販連だより」VOL.9号に誤りがありました。関係の皆様に多大なご迷惑をおかけ致しましたこと深くお詫び申し上げます。文書等の校正につきましては、更に慎重に取組む所存ですので、今後ともよろしくお願い致します。

記

2ページ4段目 最終行
(誤) 山崎会長は「指定団体として一
人歩き出

(正) 山崎会長は「指定団体として一
人歩き出来るまで継続を要請す
る」と述べた。

7ページ 販売委員名簿
(誤) 古本 悅己
(正) 古山 悅己

☆トピックス☆

平成16年度酪農業懇談会を、去る10月27日から28日にかけて、鳥取県米子市で開催し、管内の酪農業関係者が一同に会しました。山崎会長の挨拶、鍵山参事の情勢報告の後、社団法人日本乳業協会 藤村 忠彦常務を講師に迎え、「我が国乳業の現状について」をテーマとした講演を受けました。

講演は、財政難がもたらす政策の転換や、時代の変革を踏まえた酪農業の共生の在り方等について、まさに熱弁をふるわれました。



講演を行う、(社)日本乳業協会 藤村常務

平成16年度 会員別受託販売実績（7月～9月）

(単位：kg)

	7月	前年比	8月	前年比	9月	前年比	第2四半期計	前年比	上半期合計	前年比
大山乳業農協	5,322,541.8	100.79%	5,218,946.5	100.42%	4,979,019.3	101.55%	15,520,507.6	101.58%	32,149,548.7	102.98%
全農島根県本部	5,259,153.1	97.24%	5,127,499.0	96.62%	4,958,729.6	97.74%	15,345,381.7	97.19%	32,213,165.8	98.66%
おかやま酪農協	10,151,762.3	95.24%	9,794,643.2	95.66%	9,387,529.4	95.57%	29,333,934.9	95.80%	62,509,086.0	97.25%
広島県酪農協	5,276,155.2	97.31%	5,163,390.2	97.13%	4,929,335.6	97.52%	15,368,881.0	97.32%	31,567,169.9	97.24%
山口県酪農協	1,977,587.0	96.30%	1,867,697.0	95.26%	1,780,042.0	93.46%	5,625,326.0	95.04%	12,215,553.0	97.24%
合 計	27,987,199.4	97.10%	27,172,175.9	97.33%	26,034,655.9	97.67%	81,194,031.2	97.36%	170,654,523.4	98.55%

岡山県のみ公共を含む。

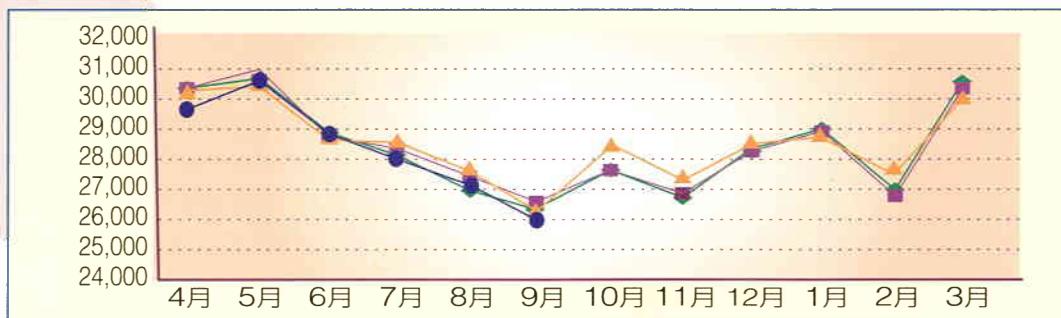
平成16年度 用途販売実績（7月～9月）

(単位：kg)

用 途	区 分	7月	前年比	8月	前年比	9月	前年比	第2四半期計	前年比	上半期合計	前年比	構成比
飲用牛乳向け	販売量	22,893,540.1	100.11%	23,332,483.7	96.65%	20,144,366.5	96.34%	66,370,390.3	97.72%	136,329,884.7	98.79%	78.00%
学校給食向け	販売量	1,530,602.4	91.02%	19,901.0	276.73%	2,249,189.5	92.53%	3,799,692.9	92.23%	10,849,171.2	93.94%	6.21%
はつ酵乳等向け	販売量	3,311,397.9	96.29%	3,351,300.2	99.74%	3,366,521.9	104.13%	10,029,220.0	99.97%	19,545,100.5	97.25%	11.18%
特定乳製品向け	販売量	438,949.0	40.88%	659,035.0	87.33%	378,443.0	150.53%	1,476,427.0	70.99%	4,863,498.0	93.51%	2.78%
生クリーム等向け	販売量	499,122.0	202.34%	459,850.0	195.89%	343,200.0	233.35%	1,302,172.0	207.19%	3,084,986.0	171.56%	1.77%
チーズ向け	販売量	16,952.0	94.67%	15,250.0	93.49%	16,105.0	95.37%	48,307.0	94.52%	101,774.0	87.86%	0.06%
合 計	販売量	28,690,563.4	97.83%	27,837,819.9	97.63%	26,497,825.9	98.18%	83,026,209.2	97.87%	174,774,414.4	98.88%	100.00%
	販売額	2,730,355,650	98.64%	2,612,221,593	97.88%	2,535,680,192	97.82%	7,878,257,435	98.12%	16,554,938,607	98.92%	

(公共並びに九州再販含む)

中国地域生乳生産量の推移



編集後記

頻繁に発生する局地的な豪雨と記録的な猛暑、新記録となつた台風の上陸と秋の長雨。そして今もなお、甚大な被害を見せる新潟中越地震。中国管内でも台風が行き届かず（出来ず）、保水力の無くなつた山から溢れ出す泥水に抗いきれず決壊した川、孤立した村で取り残された牛の群れ。災害の復旧に向けて、今までより更に高さのあるコンクリートの堤防を築き、高台に通じる道路を拡幅整備する。そして、次ぎの災害で壊れたら、更に強度を強めて対応する。それで良いのか？ 自然に抗い、自然を征服したかの様な錯覚に陥っているのではないか？ 今回の台風で倒伏した木々は、そこで朽ち果てるのだと思います。多くの山が木々を拾い集め、生活の糧にしていました。今は、新たな芽吹きに必要不可欠なものだつたに違いありません。自然との共生、言は易く、行うは難しくです。でも、今年の様な年だからこそ、自然に対するの関り方を考えるべきではないかと考える今日この頃です。